



## SMAメーカー保証

注記：本書、SMA Solar Technology AG（以下、「SMA」）のメーカー保証は、2022年11月23日以降に行われる後述の製品タイプのあらゆる購入に対して発効し適用され、すべての事前のSMAメーカー保証の権利に取って代わります。

本SMAメーカー保証は耐久性を保証するものではなく、また、製品の稼働率を保証するものではありません。以下の製品タイプの新しい装置にのみ適用されます。

SUNNY HIGHPOWER PEAK1 (SHP 75-10), SUNNY TRIPOWER, SUNNY TRIPOWER STORAGE, SUNNY BOY, SUNNY BOY STORAGE, SUNNY ISLAND, SUNNY HOME MANAGER, SUNNY REMOTE CONTROL, SMA HYBRID CONTROLLER, SMA CLUSTER CONTROLLER, SMA COM GATEWAY, SMA INVERTER MANAGER, SMA BLUETOOTH REPEATER, SMA CT METER, SMA DC-COMBINER, SMA ENERGY METER, SMA RAPID SHUTDOWN SYSTEM, SMA WEBCONNECT, CLOUD CONNECT ADVANCED, JMS-F RAPID SHUTDOWN BOX 1500V, GATEWAY, GRID-CONNECT-BOX, MC-BOX, NA-BOX, SMARTFORMER, SMA STORAGE PACKAGE - BUSINESS, AUTOMATIC BACKUP UNIT, SMA EV CHARGER, SMA EV CHARGER BUSINESS, SMA DATA MANAGER M, SMA CONNECTION UNIT, SMA WEATHER STATION, SUNNY TRIPOWER SMART ENERGY

### 法律上の責任を制限しない事について

製品の売主に適用される法的に排除又は限定が認められない法律上の保証責任及びこれに対応する購入者の法律上の権利は、本SMAメーカー保証の影響を受けません。また、本SMAメーカー保証が、法的に排除又は限定が認められない各国の法律上の権利のうちSMAメーカー保証には規定されていないが保証請求者に対して認められた権利を侵害する場合、これらの法律上の権利は、本SMAメーカー保証により影響されないものとします。

### 保証人

保証人はSMAとします。但し、SMAは、本SMAメーカー保証に規定されたサービスを、SMAが認定したパートナーに実施させることができるものとします。

### 保証の資格

本SMAメーカー保証に基づき請求を行う資格のある人物は、次の者に限られます。(i) 装置を自身で購入し初めて事業に組み込んだ購入者（本書では「初期事業者」と呼称）、及び(ii) 装置を合法的かつ修正なしで初期事業者から買収した購入者、又は初期事業者の法的継承者。本SMAメーカー保証に基づき資格のある者を、本書では「保証請求権者」と言います。その他の人物は、本SMAメーカー保証に基づきSMAに対して請求を主張する権利を有しません。しかし、本SMAメーカー保証に基づき、本保証の請求権者はその申し立てを第三者に委託することができます。保証請求権者以外の人物への、これらの権利の譲渡又は移転、又はその両方を行うことは認められていません。

### 保証期間

下記製品のSMAメーカー保証は、製品、インターフェース、個別オプションの標準アクセサリも対象です。

製品	2年	5年	10年
SMA COM GATEWAY, SUNNY HOME MANAGER, SMA DC COMBINER, SMA ENERGY METER, SMA WEBCONNECT, SMA DATA MANAGER M, WEATHER STATION: COM-WS-100, COM-WS-200, SMA EV CHARGER BUSINESS	x		
SUNNY HIGHPOWER PEAK1 (SHP 75-10), SUNNY TRIPOWER, SUNNY TRIPOWER STORAGE, SUNNY BOY, SUNNY BOY STORAGE, SUNNY REMOTE CONTROL, SMA INVERTER MANAGER, SMA CT METER, SMA CLUSTER CONTROLLER, CLOUD CONNECT ADVANCED, GRID-CONNECT-BOX, MC-BOX, MC-BOX US (MCB-12U), NA-BOX, SMARTFORMER, SMA HYBRID CONTROLLER <sup>1</sup> , SMA EV CHARGER		x	

<sup>1</sup> SMA Hybrid Controllerについては、試運転調整の資料に署名の上、試運転調整（又は第一保証請求権者への請求日）より前又はSMAメーカー保証が無効になる前にその署名済み資料をSMAに返送する必要があります。

製品	2年	5年	10年
SUNNY ISLAND: SIxxM-13, SIxxH-13		x	x (登録時 <sup>2</sup> )
SUNNY BOY STORAGE: SBSxx-1VL-10, SBSxx-10			
SUNNY BOY: SBxx1VL-40, SBxx1AV-41			
SUNNY TRIPOWER: STPxx-3AV-40			
SUNNY TRIPOWER SMART ENERGY: STP xxx-3SE-4x			

<sup>2</sup> 指定するこれら製品のSMAメーカー保証期間は、保証請求権者が試運転調整又は第一保証請求権者への請求日から12か月以内にSMAのホームページ ([www.my.Sma-Service.com/s/product-registration](http://www.my.Sma-Service.com/s/product-registration)) で製品登録を行っている場合、または2021年4月1日以降に試運転調整が行われるか又は第一保証請求権者への請求日が到来している場合、自動的に、製品の試運転調整日又は第一保証請求権者への請求日から10年に延長されます（スペイン、ポーランド、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクにのみ適用。2021年10月1日以降は、すべての国に適用）。製品登録はスペインでは2021年5月1日から、ほかすべての国では2021年10月1日から可能です。これらの製品について、5年間のSMAメーカー保証期間満了後に、ACTIVE/COMFORT契約で期間を延長することはできません。製品登録を適切に完了し、SMAメーカー保証が10年に延長されている場合にのみ、保証請求権者はACTIVE/COMFORT契約の条件に従い、製品の保証を11～20年に延長する追加のACTIVE/COMFORT契約を結ぶことができます。FLEX保証の諸条件に従って、試運転調整又は第一保証請求権者への請求日から10年間のFLEX保証の契約を結ぶことも可能です。SMAは該当する装置を事前に検査した後にのみお客様とACTIVE/COMFORT/FLEX保証契約を締結する権利を留保します。

製品	2年	5年	10年
SMA STORAGE PACKAGE – BUSINESS <sup>4</sup>		x	
SUNNY TRIPower <sup>3</sup> : STP xx000TL-US-10, STP xx-US-40, STP xx-US-41			x
SUNNY BOY <sup>3</sup> : SB xx000TL-US-22, SB xx000TL-US-12, SB xx-1SP-US-4x, SB xx-1TP-US-4x, SB xx-LV-JP-4x <sup>5</sup> , SB xx000TL-JP-22			
SUNNY BOY STORAGE: SBS xx-US-10, SBS xx-JP-10, SBS-ABU-200- US-10			
SMA RAPID SHUTDOWN SYSTEM, GATEWAY, SMA SPEEDWIRE/WEBCONNECT DATAMODULE: SWDM-JP			
SMA CONNECTION UNIT: CU1000-US <sup>3</sup>			
SUNNY ISLAND: SIxxxx-US-10			

<sup>3</sup> カナダ、メキシコ、米国以外の国に設置された -US Sunny Tripower、-US Sunny Boyモデルタイプ、及び-US SMA Connection Unitsの保証期間は、5年間です。

<sup>4</sup> SMA System Packages: SMA STORAGE PACKAGE – BUSINESSについては、以下の条件が適用されます（ただし、北アメリカで販売されているSMA Energy System Packagesは除きます）：

- System PackagesのSMAメーカー保証は、各システムの（コンポーネントすべての製造番号を記載している）**試運転調整報告書**（[www.SMA-Solar.com](http://www.SMA-Solar.com)）の必要事項がすべて記入され、システムの**試運転調整完了から30日以内**に [Commissioning-Reports@SMA.de](mailto:Commissioning-Reports@SMA.de) 宛に転送される場合にのみ付与されず。
- （コンポーネントすべての製造番号を記載している）試運転調整報告書の必要事項がきちんと記入されていないか、または間違った申告内容が含まれている場合、SMAはSystem Packages SMAメーカー保証を受け付けいたしません。
- システムコンポーネント「**バッテリー**」については**別個の保証が適用されます**。現在有効な保証条件については、[www.SMA-Solar.com](http://www.SMA-Solar.com)でご確認いただけます。

<sup>5</sup> 日本向けのSunny Boy 5.5（SB xx-LV-JP-4x）は、5年の延長保証（メーカー保証合計15年）を受けるために、SMA SUNNY PORTAL で製品の登録を行う必要があります。

製品	2年	5年	10年	25年
TS4-R <sup>6</sup> 、JMF-S Rapid Shutdown Box 1500V <sup>7</sup>				x

<sup>6</sup> TS4-R製品は、**最初の試運転調整から31暦日以内に**、SMA Sunny Portal（[www.SunnyPortal.de](http://www.SunnyPortal.de)）又はTigo Cloud（システム内にSMA以外のインバーターがある場合）で、システム登録を行う必要があります。システムにリモートアクセスできない場合は、SMAの遠隔での診断及び遠隔での問題解決は、現場で説明書を使用して保証請求者のサポートを行うという方法へと変わります。

<sup>7</sup> JMS-F Rapid Shutdown Junction Box 1500VのSMAメーカー保証はアメリカ合衆国にのみ適用されず。

SMAメーカー保証の期間とは関係なく、上記に記載するすべての製品タイプについて、メーカー保証期間は、最初に試運転された時（試運転調整報告書に記載するものとします）又は保証請求権者による請求日に開始します。但し、これには試運転調整又は第一保証請求権者への請求日から12か月以内にSMAウェブサイト（[www.my.Sma-Service.com/s/product-registration](http://www.my.Sma-Service.com/s/product-registration)）での製品登録を要件とします。製品登録を適切に行わない場合は、すべての製品のメーカー保証期間は、SMAによる配送日を以て開始となります。有効期間10年へのSMAメーカー保証の自動延長は、上記に明示的に掲載している製品を除いて、ここでは含まれていません。

SMAメーカー保証が有効となるには、対象製品に適用されるメーカーの設置説明書に従って製品を設置し、試運転をする必要があります。製品の構造的な変更又は承認されていない変更がなされ、且つSMAがこうした変更を要求していない場合、SMAメーカー保証は、前述の期間に関わらず、これらの変更がなされた日を以て終了します。構造的改ざんが行われた装置に損傷が持続しており、それがSMAの要求による改ざんではなかった場合、これらの構造的変更が本損傷の原因であるかどうかに関わらず、SMAは保証請求者に、本SMAメーカー保証によっては保証されない、これらの損傷を修理するために発生する費用を請求します。SMAは、この費用について事前に保証請求権者に通知します。修理は、これらの費用を負担するというお客様の同意に基づいて行われます。

## 保証範囲

SMAメーカー保証の保証範囲は、SMAが提供する各種保証レベルによって異なります（標準のSMAメーカー保証、ACTIVE契約、COMFORT契約）。

この場合、保証請求権者は、たとえエネルギー生産性又は安全性適合性に影響のない装飾上の不良である場合でも、交換製品を承認するものとします。SMAは独自の裁量により、新品又は新品同様の状態のオリジナル又はデザインが改善された部品を使用するものとします。SMAは、不良製品を受領するまで、納入される交換製品の所有権を留保するものとします。

5年間を超えるSMAメーカー保証付きの製品については、不良製品の適切な市場価格（製品に不具合がない場合に想定される市場価格を基にSMAが判断する）を返金することで、保証義務を履行する権利をSMAは留保しています。

## 標準SMAメーカー保証

### 適用の地理的範囲

標準SMAメーカー保証に基づく義務は世界中で提供されます。

### 義務の仕様

標準SMAメーカー保証には、上記に定める保証期間の開始から、SMAの対応する交換部品倉庫にある同等の製品タイプ、kVA電力クラス、又は年数の交換製品若しくは部品を提供することも保証対応として含まれます。輸送と通関手続きについては、SMAが対応する責任範囲には含まれていません。輸送と通関手続きにかかる費用は、保証請求権者側でご負担いただきます。

## ACTIVE契約

### 適用の地理的範囲

**SMAメーカー保証 ACTIVE契約の対象となるサポート国** は以下の通りです。但し、これらの国の関連の諸島及び海外領土は含まれません。

アルゼンチン	バングラデシュ	ベリーズ	ブラジル	チリ
コスタリカ	コロンビア	エルサルバドル	グアテマ	ホンジュラス
インド	イスラエル	インドネシア	ヨルダン	日本
マレーシア	メキシコ	ミャンマー	ナミビア	ニカラグア
パキスタン	パナマ	フィリピン	サンマリノ	シンガポール
南アフリカ	スリランカ	台湾	タイ	トルコ
ウクライナ	アラブ首長国連邦	バチカン市国	ベトナム	

### 義務の仕様

SMAメーカー保証 Active契約は、保証期間の開始日から、本書で規定される条件の一部としてこれにより、定義される保証期間中の、同等の製品タイプ、年数又はkVA電力クラスの交換装置、不具合品の輸送及び返送に関連して生じる費用を対象とします。

あるいは、SMAはSMAの施設で当該不良装置を修理する（若しくは、特別な場合において、SMAが指定するサービスプロバイダーにより現地で修理させる）権利を留保します。

### 交換製品の送付に関する特別な情報

SMAはその裁量により、同等の製品タイプ、kVA電力クラス、年数の交換製品を保証請求権者に送ります（又は、保証請求権者が事前の連絡により指定する別の配送先）。交換製品は事前に送付されるか、交換製品と運送料の事前支払い確認後、又は不良製品の受領後に送付されます。保証請求権者がSMAによる訓練を受けてパーツの交換作業を独自に行う場合は、SMAは交換製品の代わりにパーツを送る権利を留保します。保証請求権者は、SMAの要請に従って、交換製品又はパーツが出荷されるのと同じ国内のSMAが指定する住所宛てに、その輸送方法に適した梱包をしたうえで、保証請求権者の責任において不良製品又は不良パーツを返却しなければなりません。交換製品又はパーツの輸送又は出荷にかかる費用、並びに返却輸送にかかる費用（輸出証明、検査及び関税）はSMAが負担するものとします。

SMAはまた、不良パーツを受領するまで、納入される当該パーツの所有権を留保するものとします。

SMAが交換製品又はパーツ納入前に交換製品又はパーツの前払いを保証請求権者に請求する場合、保証請求権者がSMAに不良製品又は不良パーツを返却し事前に知らされた不良以外に問題がないことが確認されれば、前払いされた交換製品又はパーツと同じ金額をSMAから保証請求権者に返金いたします。

保証請求権者が交換製品又はパーツの受け取り後30暦日を超えてから欠陥のある製品又はパーツを返品した場合、SMAは期限超過RMA（返品確認）アカウントの管理費用を保証請求権者に請求する権利を留保します。SMAから取得され、返品される製品の梱包に明確に表示され又は同梱される、有効なRMA番号なしでは受理できません。

### SMAの施設での製品修理を選択した場合

装置がSMAの施設で修理される場合、保証請求権者は不良製品を撤去し、その輸送方法に適した梱包をしたうえで、SMAの修理施設宛てに、保証請求権者の責任において不良製品を送付するものとします。製品の修理が完了したら、SMAは保証請求権者に対して修理済みの製品を返送します。不良製品の返却、並びに交換装置の保証請求権者への返却の輸送費用（輸出認証、検査、及び関税など）は、SMAが負担するものとします。

### その他の費用範囲

SMAは、お客様が負担する費用（交換製品の価格、輸送費、輸出認証、検査、関税、交通費、宿泊施設を含むがこれらに限定されない）および別途支払いが必要な費用を修理を実施する前にお客様に通知します。修理は、これらの費用を負担するというお客様の同意に基づいて行われます。

### COMFORT契約\*

#### 適用の地理的範囲

SMAメーカー保証 COMFORT契約の対象となるサポート国は以下の通りです。但し、これらの国の関連の諸島及び海外領土は含まれません。

オーストリア	アンドラ	オーストラリア	ベルギー	ブルガリア
カナダ	クロアチア	チェコ共和国	デンマーク	エストニア
フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー
イタリア	ラトビア	リトアニア	リヒテンシュタイン	ルクセンブルク
マルタ	モナコ	オランダ	ニュージーランド	ポーランド
ポルトガル	アイルランド共和国	ルーマニア	スロバキア	スイス
大韓民国	スペイン	スウェーデン	スロベニア	英国
アメリカ合衆国	西キプロス			

\* Sunny Boy 5.5-JPとSTP 50-JP-40は、COMFORT契約のキャッシュバックを受けることができる場合があります。

## 義務の仕様

本書のACTIVE契約に関する説明に規定されていない限り、「COMFORT」契約に基づく義務の範囲は「ACTIVE」契約に適用される一切の義務を含みます。また、装置が不良となる場合、SMAは（SMAの裁量で）

- ・ 現地で当該不良装置又はパーツを修理若しくはSMAが指定するサービスプロバイダーにより交換されます（但し、システムが稼働している地域において現地でのサービスを提供するにはリスクが高すぎるとSMAが合理的に判断した場合、かかるリスクが存在すると合理的に判断される期間中、こうした現地でのサービスは停止されます。）
- ・ 及び、SMAが提供する交換装置（又は、パーツの場合はパーツ）を使用して施行者が交換作業を実施した場合、SMAが不良製品又は不良パーツを受領次第、SMAはこの施行者に対して作業費用分のクレジットノートを発行します。作業費用の金額は定められた固定額を基に、交換したパワーコンディショナ又はの台数に応じて計算します。この固定額については、SMAサービスラインにお問い合わせいただけます。

## SMAが現地での修理を選択した場合

SMAが不良製品又は該当する場合、パーツを現地で修理することを決めた場合（SMAまたはSMA指定のサービスプロバイダーによる交換）、修理部材の費用及び人件費、部品又は交換装置の撤去・交換の作業費（但し、製品の設置場所が地上階又は安全にアクセス可能な屋根であることを条件とします）、交換又は返却された部品又は装置に対する輸送費用（輸出認証、検査、及び関税を含むがこれらに限定されない）がSMAメーカー保証の保証範囲として含まれます。傾斜屋根設置の装置への安全アクセスのための費用、又は昇降機器、交通費又は宿泊費、保証請求権者自身の従業員の費用、又はSMA未認定サードパーティの費用を含むが、これらに限定されないその他費用は、SMAメーカー保証の対象外とし、SMAは負担いたしません。

## 保証の例外

以下により生じた損傷又は性能限界に関する問題は、SMAメーカー保証の対象外です。

- ・ 技術文書及び説明書又はこれらに規定された手順、若しくはこれらすべて、又は要件若しくはその両方の不遵守
- ・ 不適切な取扱い、輸送、保管、又はSMA提供でない資材による梱包に関連する損傷
- ・ SMAの提供によらない不適切な設置又は試運転
- ・ SMAの承認しない修正、変更又は修理の試行
- ・ 装置の換気不十分及びいかなる必然の熱損傷
- ・ 設計範囲外の大気又は環境条件への暴露による腐食
- ・ 適用される安全規制（UL、CSA、VDE、IECなど）の不遵守
- ・ 誤った使用又は不適切な運転（不適切な強制シャットダウン、不適切なDC比率を含むがこれらに限定されない）
- ・ SMAバッテリーインバーターでの使用が認証されていないタイプのバッテリーの使用
- ・ Sunny Island及びSunny Boy Storageインバーターの全負荷運転時間が20,000時間を超えた場合（全負荷運転時間は、全運転時間のAC放電及びAC充電エネルギーを製品の定格出力で割ったものを意味します）
- ・ 事故及び外的影響
- ・ 以下の例を含むがこれらに限定されない不可抗力：過電圧、落雷、洪水、火災、地震、暴風雨による損傷、害虫獣による損傷、齧歯動物による損傷

以下の事項は明示的に本SMAメーカー保証の対象でないものとします。

- ・ 以下を含むがこれらに限定されない、SMAが販売元でないすべての物品：設置ケーブル、コントローラー、（充電式）バッテリー、変流器（CT）、変圧器（VT）及び通信機器。

- ・ 通常の使用で損耗する製品の消耗品及び部品（バリスタ、ファン、サージアレスタ、ストリングヒューズ、ESSハンドル、フィルター、充電式バッテリー、過電圧保護装置など）
- ・ エネルギーの産出、形態、適合性若しくは機能の低下に直接的な影響のない、装飾又は仕上げの不良

## 保証の（残余の）保証期間への影響

製品全体が本SMAメーカー保証に基づいて交換された場合、当該交換前の製品の残余の保証期間が、交換後の製品の保証期間となります。製品のコンポーネントが本SMAメーカー保証に基づき交換又は修理された場合、交換後のコンポーネントには、修理の対象となった製品の残余の保証期間が適用されます。

## 本SMAメーカー保証における権利行使手続

保証請求権者は、定義されている保証期間内に、速やかにSMAに通知するものとします。製品がSMAメーカー保証の対象であるか否かを確認できるよう、保証請求権者は以下で述べられている要件に加え、不良製品の製造番号を含む試運転調整報告書の写しを提出するものとします。SMAは、それ以外の文書の写しを提出するよう求めることができます（製造番号を含む購入請求書を含むがこれらに限定されない）。SMAは、以下の言語の文書のみ受諾します：アラビア語、チェコ語、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ヒンドゥー語、イタリア語、日本語、中国語、韓国語、スペイン語、及びタイ語。これらの言語に対する、翻訳証明が付された翻訳も受諾することができます。銘板が完全に判読可能で損傷のないことが保証の前提条件となります。これらの要件が完全に満たされない場合、SMAは本SMAメーカー保証に基づき、本SMAメーカー保証を履行する義務はないものとします。

保証サービスは、SMAのオンライン サポート ([www.SMA-Solar.com](http://www.SMA-Solar.com)) の「サービスおよびサポート」にアクセスすることによりご利用いただけます（※日本では本保証サービスのご利用方法が異なります）。保証請求権者又はその電気関係専門担当者は、不具合について、下記の手続により、各国のSMAコールセンターまで報告してください。

- ・ 不具合について適切な分析を行うため、認定サービス技術者がSMA製品の所在地において、高品質のデジタルAC/DC電圧計およびSMA製品のマニュアルにおいて指定された所定のツールを用いなければならない場合があります。
- ・ 現地にいる適切な資格を有するサービス技術者に対し、電圧測定及びパワーコンディショナのエラー番号（エラーコード）の確認を依頼する場合があります。
- ・ 上記以外の追加情報が必要な場合があります。例えば下記の情報です（但し、これらに限定されません）。
  - モデルタイプ番号
  - 設置場所
  - 最初の試運転日
  - 太陽電池アレイの構成
  - バッテリーのメーカー及びバッテリータイプ
  - パワーコンディショナに加えられた修正の説明
- ・ 返却されるパワーコンディショナからインターフェースオプションモジュールを安全に取り外し、交換製品に再設置することができるように保管をしてください。
- ・ SMAは、不良製品の適正な返却又は廃棄について指示をします。
- ・ SMAサービス修理部門が当該製品を試験した結果、不具合が発見されない場合、保証請求権者に対し検査料金及び輸送費用を請求する場合があります。

本SMAメーカー保証に従いSMAから提供されるサービスは、事前にSMAによりサービス内容が同意され書面にて確認される場合に限り、無料で提供されます。書面による確認は、文書または電子メッセージ（電子メールを含むがこれらに限定されない）によりなされるものとします。保証請求権者が本SMAメーカー保証における権利を行使するために必要となったすべての費用は、保証請求権者が負担するものとします。

## 適用範囲

本SMAメーカー保証に記載の権利は、本SMAメーカー保証により保証請求権者に付与された排他的な権利を表しています。それ以外の請求、すなわち不良製品により惹起された直接的又は間接的損害の賠償請求、分解又は設置から生じる費用の賠償請求、若しくは電力生産又は利益の喪失、又はそのすべてを含むが、これらに限定されないその他の請求は、SMAメーカー保証の対象外です。保証請求権者が本SMAメーカー保証において不必要又は不合理なサービス作業若しくはSMAIによる交換又はその両方を要求する場合、SMAIは、その結果生じた費用を保証請求権者に対して請求することができるものとしします。

## 準拠法及び管轄裁判所

- (1) 本SMAメーカー保証から（又は、これに関連して）生じるすべての請求には、国連国際物品売買条約（CISG）を除き、ドイツの法律が適用されます。但し、保証請求権者が、EC 593/2008の第6条に定義される消費者であり、SMAが次の条件を満たす場合に限りします。(i) その消費者が居住地を国で、当社が商業的または専門的活動を行っていること、又は (ii) 方法の如何を問わず、その国若しくはその国を含む諸外国で上述の活動を監督していること、且つ (iii) 本SMAメーカー保証が上述の活動範疇に含まれ、本段落に規定されるドイツ法の適用が、当該消費者が常居地をおく国の法律に基づく合意によって制限されない条件により、消費者の保護される権利を奪うことにならないこと。
- (2) 本SMAメーカー保証から生じる（又は関連する）すべての争議の裁判地はドイツ、カッセルとするものとしします（但し、保証請求権者が、ドイツ民法における商人（Merchant）、公法における法人または公法により規律される者であることを条件としします）。
- (3) 保証請求権者が消費者であり、その居住地又は常居所が欧州連合内又は欧州経済地域に関する協定の当事者である国内にある場合、SMAは、ドイツ調停センターの一般消費調停機関における争議調停手順に従うことを選好するものとしします。ドイツ調停センター 一般消費調停機関（Allgemeine Verbraucherschlichtungsstelle des Zentrums für Schlichtung e. V.） 8, 77694 Kehl。

詳細については、当社ウェブサイト、[www.sma-japan.com](http://www.sma-japan.com)の「サービス」メニューの「サービスとサポート」をご覧ください。